

平成28年度第1回 ISO上層委員会報告会
Directives Part 1 (ISO Supplement)
Directives Part 2
2016年5月1日版の改訂ポイント

平成28年4月22日(金)
一般財団法人日本規格協会
国際標準化ユニット
松本 宏一

ISO/IEC Directives Part 1

内容

ISO/IEC専門業務用指針第1部 (第12版, 2016年)
統合版ISO 補足指針(第7版, 2016年)

発行

2016年5月1日発行予定 (ISO HPにて)
2016年7月上旬 英和対訳版発行予定 (JSAより)



ISO/IEC Directives Part 1

改訂点

➤ TMBコミュニケ(No.52-2016年2月)に紹介されたMajor changes

➤ その他の改訂点

TMBコミュニケに紹介されたMajor changes (青字今回改訂内容)

1. 定期見直し(SR)での 必須投票

担当委員会PメンバーのSR投票が義務化(S.1.7.1; 1.7.5)

- Circular Letter発行, SRに関するガイダンス等で周知する
- 委員会内投票, NP, DIS, FDISは以前から義務(1.7.1)
- Guideの投票は義務ではないことを明示(1.7.4; 1.7.5 NOTE)

投票義務違反への対応(Oメンバーへの降格対象):

- 2回連続の会議に貢献なし、または、年間20%以上かつ2回以上のCIBに無投票の場合(1.7.4) (下線部今回追記)
- 担当委員会のDISまたはFDISへ無投票の場合(1.7.5)

2. 軽微な改訂

- 軽微な改訂では、「まえがき」に、軽微な改訂を行った旨を示し、改訂した部分を列挙する。(S.2.9.3.2 Option 2)
- 【関連事項】ウィーン協定文書では、FDIS投票期間が8週間から12週間に延長される。(S.2.9.3.2 Option 2)

3. 「次期議長」という新しい役割

- 現議長の残存任期が1年になると、委員会は次期議長(Chair elect)を指名することができる。(1.8.1)

4. 議長の任期を必要に応じて細分することができる(ただし最大9年)

- 2015年版では、議長は2期制限であったが、今回、この制限は撤廃(1.8.1)
- 併せて、任期9年を越える場合のTMBによる例外措置についても削除。(S.1.8.1)

5. 投票期間が「月」から「週」に変更される。

- 投票期間および関連期間を「週」表示にする。1か月=4週間で換算する。
- ISOとIECで整合をとるため。Directivesで該当する箇条は多数ある。

6. 賛成投票には妥当性の記述はもはや必要ない

- 2015年に、NP投票で賛成票にも「妥当性の記述」が求められるようになったが、1年間の試行を経て、TMBは賛成票には「妥当性の記述」は不要であるとの決定を下した。(反対票には、依然必要である。(2.3.4))

7. NWIPは書面審議によって承認しなければならない

- これは、2015年にパイロットとして導入されたが、これで恒久的なものとなった。(4.2.1.3 NOTE)
- 併せて、NPを会議で扱うことを示唆している箇条も変更となった。(S.2.3.1; 2.3.4; 4.2.1.3)

8. DISの技術的正当化のない反対投票

- DISでの反対投票には、技術的理由(妥当性の説明)が必要であった。(2.6.3)
- 今回、それが再確認され、反対の技術的理由に疑義がある場合は、担当国際幹事が、TPMIに2週間以内に通知することが定められた。(S.2.6.2)
- なお、FDIS投票についても同様の規定が追加された。(S.2.7.2)

1. JWGでの副コンビーナ

- JWGでは、コンビーナを輩出していない側の委員会から副コンビーナを出す選択肢があることが明記された。(1.12.6)

2. 投票要件関係

TCの名称・業務範囲の合意

- 投票Pメンバーの2/3以上の賛成が明記された(S.1.5.10)

CD段階省略の投票

- コンセンサスによるが、コンセンサスは「箇条2.5.6を参照」と明記された(SS.1)

決定に必要な賛成数

- 規定なき場合は、過半数で決定する(S. まえがき g)

3. ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通パテントポリシーのアップデート

- 改訂1版(2012年4月23日発行)から改訂2版(2015年6月26日発行)に入れ替える。(Annex I、特にI.7)
- 大きな違いは、譲渡等により特許の所有者が変わってもRAND宣言は継続するという立場を明示したこと。

4. 会議開催

- “no restrictions imposed by its country or the hosting venue to the entry of ...” 下線部追記(SF.1)
(...ホスト国への入国および会議場への入場に制約がないことを...)

5. Directives Part 1からの参照物の変更

- Annex SK追加。内容は「(規定)委員会会議文書の掲示日程」
- 参考文献に「競争法ガイドライン」が追加

6. その他

- 用語整備: National Body/ Member Body等
- NWIPなる用語はPart 1からは無くなった。全てNPと表記。
- 幾つか誤記訂正の改訂箇所あり。

Formの一部変更

Form 4: 利害関係者に関する質問が加わり電子化(5月末リリース予定)

Form 13: 技術的変更の有無チェックボックス、委員会決議記入欄設定

投票選択肢の変更

NP投票とSR投票(開始済)の棄権が2つの選択肢に分かれる。

- Abstain due to lack of consensus
- Abstain due to lack of access to national expertise

Withdrawal投票(開始済)

SR投票の結果、Withdrawalが提案された規格について電子投票にて実施 (S.2.9.3.2 Option 3)

ISO/IEC Directives Part 2

内容

ISO/IEC専門業務用指針第2部（第7版, 2016年）
（註：旧版は、第6版, 2011年）

発行

2016年5月1日発行予定（ISO HPにて）

2016年7月上旬 英和对訳版発行予定（JSAより）

適用

DIS

IS（2016年10月1日以降登録から）

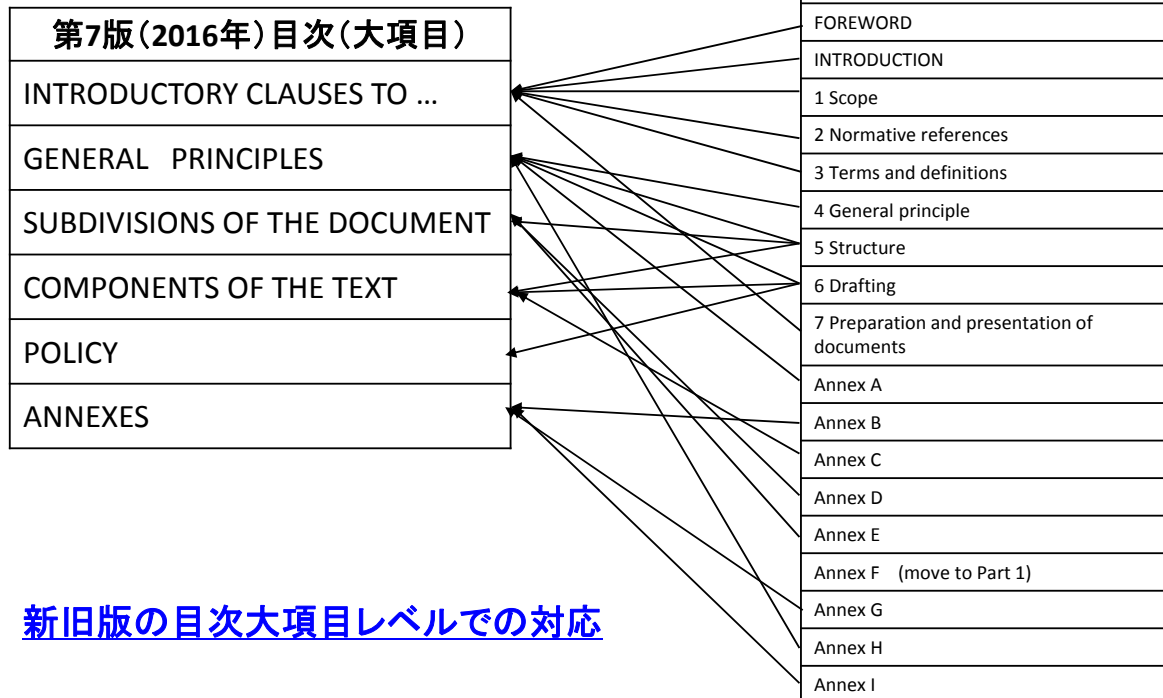


ISO/IEC Directives Part 2 改訂点

- **TMBコミュニケ（No.52-2016年2月）にて紹介された。**
 - 簡略化
 - 重複と曖昧さをなくす
 - 一貫性のある新構成
- **Significant changes** : Part 2 ドラフト版の FOREWORDにて紹介された変更点16項目
- その他の改訂点

Part 2 Significant changes

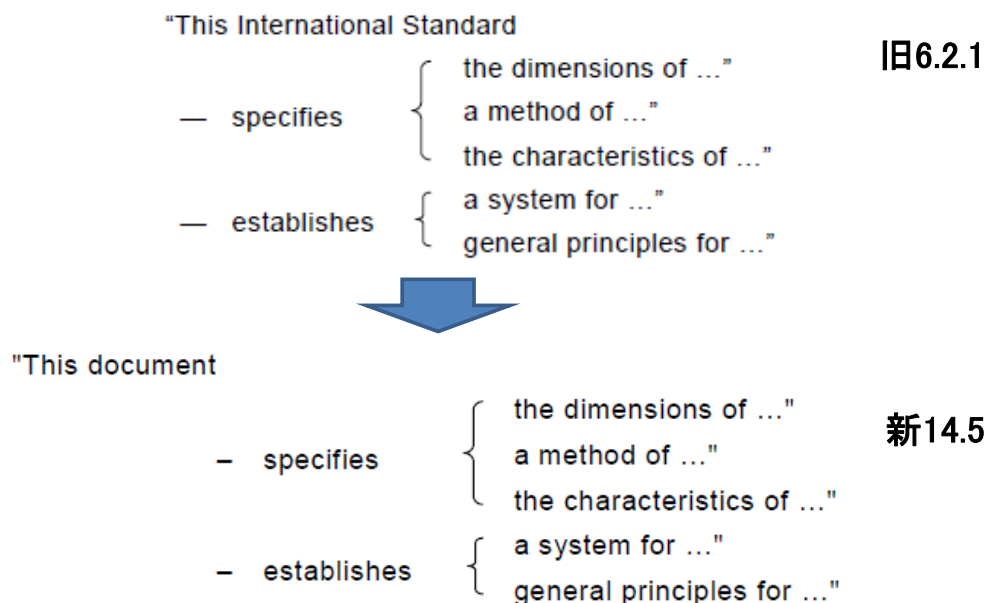
a) Part 2改訂は、調べやすくするため内容を再編した。表現も平易にし、例示を多くした。



Part 2 Significant changes

b) “This document”という包括的表現を“this International Standard”等の代わりに用いる。(3.1.1および10.6)

例) Scopeの書き方



Part 2 Significant changes

- c) “Scope”, “Normative references”, “Terms and definitions”を
全て強制要素とする。(6.4)

文章要素のPart 2新旧版での比較(抄)

Subdivision	第7版 (2016年)	第6版 (2011年)
Title	強制要素	強制要素
Table of contents	<記載なし>	自動作成のこと
Foreword	強制要素	強制要素
Introduction	選択/任意要素	任意要素
Scope	強制要素	強制要素
Normative references	強制要素	任意要素
Terms and definitions	強制要素	任意要素
Indexes	<記載なし>	ISO/CSへ連絡

Part 2 Significant changes

- d) ドラフトのチェックリストをAnnex Aに載せた。

Annex A (informative)

Checklist for writers and editors of documents

The following checklist is a tool to help writers and editors of documents.

Task	Assessment	Done <input checked="" type="checkbox"/>	Comments
Structure	Check table of contents: Is the top-level structure logical? Is the subdivision consistent?		
	Hanging paragraphs: Check for and remove any hanging paragraphs.		
Use of plain language	Is the text clear and concise?		
	Are the sentences short? (check punctuation)		
Title	Is the title organized going from the more general to the more particular?		
	Does the title unintentionally limit the scope of the document?		
	Is it as clear and concise as possible?		
	Make sure that the title does not contain more than		

Part 2 Significant changes

- e) (助)動詞の用法規定にて例と等価表現を追加した。また、“must”の用法を明確にした。(7.6)
- ・ “must”はexternal constraintを現す。
- f) 言語固有の省略語(例: ppm)の使い方を明確化。(Annex B)
- ・ “ppm”は、その意味を説明の上、使用可。
 - ・ 多義単語“billion”は使用不可。
- g) 参照可能な文献の概念を明確にした。(10.2)
- ・ “Publicly available”の意味の明確化。
 - ・ Normative referenceにできる文書の基準を明確化。
 - ・ ISO/IEC規格を参照する場合には、Stage 40.20以上のもの。

Part 2 Significant changes

- h) シリーズ規格の場合、Part 1のForewordで全Partのリストを示す必要がなくなった。
- ・ ただし、Part 1の Introductionに示すことが推奨事項(6.3)
 - ・ 旧版では、Part 1のForewordに示す事が要求事項(旧 5.2.1.3)
- i) “Scope”では、要求事項ばかりでなく許可事項、推奨事項も書いてはいけない。(14.2)
- ・ 旧版では要求事項のみ言及(旧6.2.1)
 - ・ “Foreword”にも同様の規定が設けられた(12.2)
- j) “Normative references”の書き出し定型文を変更 (Clause 15)
- ・ 新定型文

The following documents are referred to in the text in such a way that some or all of their content constitutes requirements of this document. For dated references, only the edition cited applies. For undated references, the latest edition of the referenced document (including any amendments) applies.

Part 2 Significant changes

- k) “Terms and definitions”の書き出し定型文を変更し、IEC Electropedia および ISO Online browsing platform への参照を明示する。(16.5.2)

・定型文(例)

For the purposes of this document, the following terms and definitions apply.

ISO and IEC maintain terminological databases for use in standardization at the following addresses:

- IEC Electropedia: available at <http://www.electropedia.org/>
- ISO Online browsing platform: available at <http://www.iso.org/obp>

- l) Figureについて記述を拡張して、機械図面やフローチャートの例を解説と共に加えた。(Clause 28)

Part 2 Significant changes

- m) “Test methods”(試験方法)(旧6.3.5)を改訂し
“Measurement and test methods”とし、test reportに関する細分箇条を設けた。(Clause 18)
- n) Annexは、本文中で参照される順番に表示するという要求事項(旧5.2.6)を削除。
- o) リストは、文や句で始めるという推奨事項(旧5.2.6)を削除。
- p) “旧Annex F(規定)特許権”は、Part 1との重複をさけるため削除。

Part 2 その他の改訂点

イ) Part 2のタイトル変更

- ・旧: Rules for the structure and drafting of International Standards
- ・新: Principles and rules for the structure and drafting of ISO and IEC documents

ロ) 用語の変更

- 旧版のpreliminary informative elements(前付け参考要素)とsupplementary informative elements(補足参考要素)が、新版では、informative elementsに一本化された。
- 旧版では、conditional elements(任意要素)が、新版では、conditional element とoptional elementに分けられた。

Part 2 その他の改訂点

ハ) URLを参照するときには、アンダーラインは引かない(10.3)

例) 正 http://www.iso.org/iso/codes_of_conduct.pdf

誤 http://www.iso.org/iso/codes_of_conduct.pdf

ニ) 他の文献、Annex等を引用するのに、“see …”は避ける。 特に、Normativeでは不可。(15.5.2)

ホ) “Terms and definitions”で幾つか変更点

- 小区分け(subdivision)の構成が可能と明示(16.4)
- Circular definition(*)の禁止明示(16.5.5)

(*)被定義語が定義文で繰り返されること

- ト) “optional requirements”の記述がなくなった。
- ・「選択可能な要求事項」のこと。規格に選択肢を設けると生じる。
 - ・旧版では、Informative Annexに含めて良い。(旧6.4.1.2)

☆ご清聴ありがとうございました

【発行予定Directives】

ISO/IEC専門業務用指針第1部（第12版, 2016年）
統合版ISO 補足指針（第7版, 2016年）
ISO/IEC専門業務用指針第2部（第7版, 2016年）

＜お問合せ先＞

一般財団法人 日本規格協会
国際標準化ユニット
TEL: (03)4231-8520
E-mail: kokusai3@jsa.or.jp

